

神納東地域まちづくり協議会規約

平成24年 3月14日制定

(名称)

第1条 本会は、神納東地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所は、村上市神林支所地域振興課自治振興室（村上市岩船駅前56番地）に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域に暮らす住民自らが、地域の特性を話し合い、創意と工夫を活かし、協力して活動することにより、活気と魅力あふれる住みよいまちづくりを実践し、将来にわたって推進していくことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、神納東地域に居住する人及び神納東地域で事業を実施する個人若しくは法人又は神納東地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、運営委員において互選し、総会の承認を得る。
 - 3 監事は、運営委員を除く構成員の中から総会において選出する。
 - 4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 5 監事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 6 補欠により選出された役員の場合は、前任者の残任期間とする。

7 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(役員)の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(運営委員)

第8条 運営委員は、神納東地域の居住者で、別表1の基準により各集落から選出する。

- 2 運営委員は、運営委員会において、総会に付議する事項及び本会の運営に関することを審議する。
- 3 運営委員は、総会に出席し、総会に付議した事項及び本会の運営について説明しなければならない。
- 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営委員は、代議員を兼務することができない。

(評議委員)

第9条 評議委員は、神納東地域を構成する集落区長とする。ただし、集落区長が運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

- 2 評議委員は評議委員会において、本会の運営に係る評価、助言を行うものとする。
- 3 評議委員の任期は、集落区長の任期とする。

(代議員)

第10条 代議員は、次により選出する。

- (1) 評議委員
 - (2) 神納東地域の居住者で、別表2の基準により集落の推薦を受けた者
 - (3) 本会の趣旨に賛同し、その活動に参画する者で、運営委員会の推薦を受けた者
- 2 代議員は総会において、運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。
 - 3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 評議委員会

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は、代議員の2分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、出席した代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状による代理出席を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、第19条に規定する場合を除き、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長及び副会長の承認に関すること。
 - (4) 監事の選出に関すること。
 - (5) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (6) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数（委任状による代理出席者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(評議委員会)

第15条 評議委員会は、評議委員をもって構成する。

- 2 評議委員会は、本会の運営に係る評価、助言を行う。
- 3 評議委員会は、会長又は評議委員の求めに応じ、開催することができる。
- 4 評議委員会の議長は、出席した評議委員の中から選出する。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局員を置く。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第 17 条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができる。

(監査)

第 18 条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の改正)

第 19 条 この規約は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ改正することができない。

(書類及び帳簿の備付け)

第 20 条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 本会が各種取り組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月14日から施行する。

別表1 運営委員の選出基準（第8条第1項関係）

集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	2名
山 屋		2名
上助渕		2名
下助渕		2名
志田平		2名
七 湊		2名

別表2 集落の推薦による代議員の選出基準（第10条第1項第2号関係）

集落名	選出基準	定数
里本庄	集落の推薦 又は 集落区長の推薦	4名
山 屋		4名
上助渕		4名
下助渕		4名
志田平		4名
七 湊		4名

※但し、推薦にあたっては、年齢、性別などに配慮するものとする。